

## 条例等立案表

<p>題名 徳島県立図書館管理規則等の一部を改正する規則</p>	<p>課(室)名 文化の森統括本部</p>
<p>担当者名 板東 宏典</p>	<p>電話番号 (六六八)一一一一</p>
<p>制定理由 県民の利便性の向上を図るため、徳島県文化の森総合公園文化施設各館の休館日を変更し、十二月二十八日を閉館する必要がある。</p>	
<p>あらまし 一 徳島県立図書館管理規則、徳島県立博物館管理規則、徳島県立近代美術館管理規則、徳島県立文書館管理規則、徳島県立二十一世紀館管理規則及び徳島県立鳥居龍藏記念博物館管理規則について、休館日を変更する改正を行い、十二月二十八日を閉館することとした。 二 徳島県立図書館管理規則について、十二月二十八日の供用時間を午前九時三十分から午後五時までとすることとした。 三 この規則は、公布の日から施行することとした。</p>	
<p>予算上の措置</p>	
<p>関係法規 徳島県文化の森総合公園文化施設条例(平成二年徳島県条例第十一号)</p>	<p>備考</p>
<p>法令審査会 要・否</p>	

徳島県教育委員会規則第 号

徳島県立図書館管理規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年 月 日

徳島県教育委員会

委員長 佐藤 絃子

徳島県立図書館管理規則等の一部を改正する規則

(徳島県立図書館管理規則の一部改正)

第一条 徳島県立図書館管理規則(平成二年徳島県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「十二月二十八日」を「十二月二十九日」に改める。

第三条ただし書中「及び休日」を「休日及び十二月二十八日」に改める。

(徳島県立博物館管理規則の一部改正)

第二条 徳島県立博物館管理規則(平成二年徳島県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「十二月二十八日」を「十二月二十九日」に改める。

(徳島県立近代美術館管理規則の一部改正)

第三条 徳島県立近代美術館管理規則(平成二年徳島県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「十二月二十八日」を「十二月二十九日」に改める。

(徳島県立文書館管理規則の一部改正)

第四条 徳島県立文書館管理規則(平成二年徳島県教育委員会規則十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「十二月二十八日」を「十二月二十九日」に改める。

(徳島県立二十一世紀館管理規則の一部改正)

第五条 徳島県立二十一世紀館管理規則(平成二年徳島県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「十二月二十八日」を「十二月二十九日」に改める。

(徳島県立鳥居龍蔵記念博物館管理規則の一部改正)

第六条 徳島県立鳥居龍蔵記念博物館管理規則(平成二十二年徳島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「十二月二十八日」を「十二月二十九日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

徳島県立図書館管理規則（平成二年徳島県教育委員会規則第八号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(休館日)</p> <p>第二条 図書館の休館日は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 月曜日 ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日</p> <p>二 毎月第三木曜日 ただし、その日が休日に当たるときはその翌日</p> <p>三 十二月二十九日から翌年の一月四日までの日</p> <p>四 毎年一回十日以内で徳島県立図書館長(以下「館長」という。)が定める特別整理期間</p> <p>2 館長は、特に必要があると認めたとときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は同項に規定する休館日に開館することができる。</p> <p>(供用時間)</p> <p>第三条 図書館の供用時間は、午前九時三十分から午後七時までとする。ただし、日曜日、土曜日、休日及び十二月二十八日は、午前九時三十分から午後五時までとする。</p> <p>2 館長は、特に必要があると認めたとときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する供用時間を変更することができる。</p>	<p>(休館日)</p> <p>第二条 図書館の休館日は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 月曜日 ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日</p> <p>二 毎月第三木曜日 ただし、その日が休日に当たるときはその翌日</p> <p>三 十二月二十八日から翌年の一月四日までの日</p> <p>四 毎年一回十日以内で徳島県立図書館長(以下「館長」という。)が定める特別整理期間</p> <p>2 館長は、特に必要があると認めたとときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は同項に規定する休館日に開館することができる。</p> <p>(供用時間)</p> <p>第三条 図書館の供用時間は、午前九時三十分から午後七時までとする。ただし、日曜日、土曜日及び休日は、午前九時三十分から午後五時までとする。</p> <p>2 館長は、特に必要があると認めたとときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する供用時間を変更することができる。</p>
<p>改正案</p> <p>(休館日)</p> <p>第二条 博物館の休館日は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 月曜日 ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日</p> <p>二 十二月二十九日から翌年の一月四日までの日</p> <p>2 徳島県立博物館長(以下「館長」という。)は、特に必要があると認めたとときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は同項に規定する休館日に開館することができる。</p>	<p>現行</p> <p>(休館日)</p> <p>第二条 博物館の休館日は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 月曜日 ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日</p> <p>二 十二月二十八日から翌年の一月四日までの日</p> <p>2 徳島県立博物館長(以下「館長」という。)は、特に必要があると認めたとときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は同項に規定する休館日に開館することができる。</p>

徳島県立博物館管理規則（平成二年徳島県教育委員会規則第九号）新旧対照表

徳島県立近代美術館管理規則（平成二年徳島県教育委員会規則第十号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(休館日)</p> <p>第二条 美術館の休館日は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 月曜日 ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日</p> <p>二 十二月二十九日から翌年の一月四日までの日</p> <p>2 徳島県立近代美術館長(以下「館長」という。)は、特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は同項に規定する休館日に開館することができる。</p>	<p>(休館日)</p> <p>第二条 美術館の休館日は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 月曜日 ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日</p> <p>二 十二月二十八日から翌年の一月四日までの日</p> <p>2 徳島県立近代美術館長(以下「館長」という。)は、特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は同項に規定する休館日に開館することができる。</p>

徳島県立文書館管理規則（平成二年徳島県教育委員会規則第十一号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(休館日)</p> <p>第二条 文書館の休館日は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 月曜日 ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日</p> <p>二 毎月第三木曜日 ただし、その日が休日に当たるときはその翌日</p> <p>三 十二月二十九日から翌年の一月四日までの日</p> <p>四 毎年一回十日以内で徳島県立文書館長(以下「館長」という。)が定める特別整理期間</p> <p>2 館長は、特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は同項に規定する休館日に開館することができる。</p>	<p>(休館日)</p> <p>第二条 文書館の休館日は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 月曜日 ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日</p> <p>二 毎月第三木曜日 ただし、その日が休日に当たるときはその翌日</p> <p>三 十二月二十八日から翌年の一月四日までの日</p> <p>四 毎年一回十日以内で徳島県立文書館長(以下「館長」という。)が定める特別整理期間</p> <p>2 館長は、特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は同項に規定する休館日に開館することができる。</p>

徳島県立二十一世紀館管理規則（平成二年徳島県教育委員会規則第十二号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(休館日)</p> <p>第二条 二十一世紀館の休館日は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 月曜日 ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日</p> <p>二 十二月二十九日から翌年の一月四日までの日</p> <p>2 徳島県立二十一世紀館長(以下「館長」という。)は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は同項に規定する休館日に開館することができる。</p>	<p>(休館日)</p> <p>第二条 二十一世紀館の休館日は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 月曜日 ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日</p> <p>二 十二月二十八日から翌年の一月四日までの日</p> <p>2 徳島県立二十一世紀館長(以下「館長」という。)は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は同項に規定する休館日に開館することができる。</p>

徳島県立鳥居龍蔵記念博物館管理規則（平成二十二年徳島県教育委員会規則第四号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(休館日)</p> <p>第二条 鳥居記念館の休館日は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 月曜日 ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日</p> <p>二 十二月二十九日から翌年の一月四日までの日</p> <p>2 徳島県立鳥居龍蔵記念博物館長(以下「館長」という。)は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は同項に規定する休館日に開館することができる。</p>	<p>(休館日)</p> <p>第二条 鳥居記念館の休館日は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 月曜日 ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日</p> <p>二 十二月二十八日から翌年の一月四日までの日</p> <p>2 徳島県立鳥居龍蔵記念博物館長(以下「館長」という。)は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は同項に規定する休館日に開館することができる。</p>

## 徳島県立図書館管理規則等の一部を改正する規則について

教育委員会文化の森統括本部

### 1 規則改正の理由

文化の森総合公園各文化施設は、12月28日から翌年1月4日まで年末年始の休館日としてきたが、以前より12月28日については、県民から開館して欲しいとの要望があった。

昨年度には試行的に12月28日の開館を行い諸条件も整ったことから、本年から定常的に12月28日の開館を行うため、関係規則の改正を行うものである。

### 2 規則改正の内容

徳島県立図書館管理規則、徳島県立博物館管理規則、徳島県立近代美術館管理規則、徳島県立文書館管理規則、徳島県立二十一世紀館管理規則及び徳島県立鳥居龍蔵記念博物館管理規則について休館日を変更し、12月28日を開館することとした。

徳島県立図書館管理規則について、12月28日の供用時間を午前9時30分から午後5時までとすることとした。

### 3 施行期日

公布日